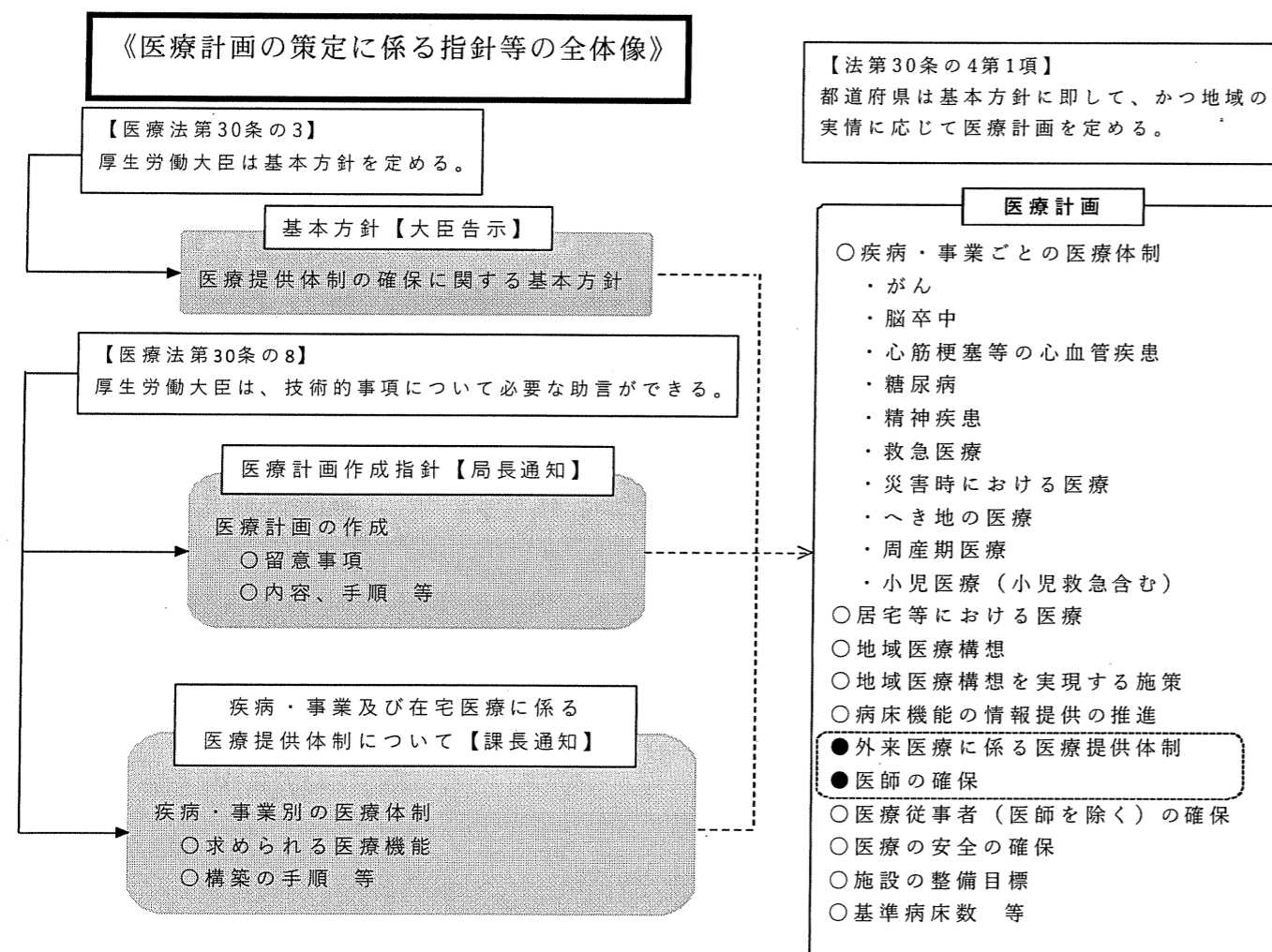


1 趣旨

- 「医療法及び医師法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 79 号)により医療法が改正され、医療計画の定める事項に「医師の確保に関する事項」及び「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」が追加され、平成 31(2019)年 4 月 1 日から施行。
- 来年度、愛知県地域保健医療計画の一部として、医師確保計画及び外来医療に関する計画(以下「外来医療計画」という。)を策定し、平成 32(2020)年 3 月を目途に公示予定。



<参考>

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」について

1 趣旨

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確保に関する事項の策定、臨床研修病院の決定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

2 概要

- ア 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】
- イ 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】
- ウ 医師養成課程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】
- エ 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】
- オ その他 地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加、健康保険法等について所要の規定の整備等

2 医師確保計画について

(1) 主な記載内容

- 医師の確保の方針
- 確保すべき医師数の目標
- 目標医師数を達成するための施策

(2) 計画期間

2020年度から2023年度まで(4年間)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
医療計画	現 愛知県地域保健医療計画 計画期間 6年(2018年度から2023年度)						次期 愛知県地域保健医療計画 計画期間 6年(2024年度から2029年度)					
医師確保計画	詳細設計 指針策定 (国)	計画策定 (県)	医師確保計画 計画期間 4年(2020年度から2023年度)				次期計画(前期)	次期計画(前期)		次期計画(後期)		
					指針見直し (国)	計画策定 (県)	指針見直し (国)	計画策定 (県)	指針見直し (国)	計画策定 (県)	指針見直し (国)	計画策定 (県)

注) 医師確保計画は、3年ごとに見直しすることとされている。ただし、2020年度からの最初の計画のみ、医療計画全体の見直し時期と合わせるため、4年で見直し。

3 外来医療計画について

(1) 主な記載内容

地域における外来医療機関間の機能分化・連携方針等

(2) 計画期間

見直しサイクルは医師確保計画に準ずる。

4 スケジュール(イメージ)

年月	外来医療計画	医師確保計画
2019年7月		医師偏在指標、少数地区設定、目標等の検討
8月		
9月		
10月		
11月	原案の検討(医療審議会医療体制部会)	原案の検討(地域医療対策協議会)
12月	医療審議会での両計画の原案の決定	
2020年1月	市町村、三師会等へ意見照会 パブリックコメント	
2月	原案の修正→案(医療審議会医療体制部会)	原案の修正→案(地域医療対策協議会)
3月	医療審議会での両計画の案の決定・公示	